

過剰米の緊急処理に関する意見書

平成26年産米は、宮崎県、鹿児島県及び高知県などの超早場米の消費地での取引価格が「前年を4,000円程度下回る1万2,000円台（1俵60キロ）」など取りざたされ、全国的な価格の大暴落が強く懸念されている。

ことしから経営所得安定対策が半減され、米価変動補てん交付金も平成26年産米から廃止される状況のもとで、今でさえ生産費を大幅に下回っている米価がさらに暴落するなら、米の再生産が根底から脅かされることになる。とりわけ、担い手層の経営への打撃ははかり知れないものがある。

政府は、主食用米から飼料用米への転換を、助成金を増額して誘導しているが、種もみの確保、産地と畜産農家や飼料メーカーとのマッチング、貯蔵・調整施設の整備などが十分ではなく、生産現場では積極的な転換が困難な状況にある。

そもそも、この間の米価の下落は、昨年11月の食料・農業・農村政策審議会食糧部会で、ことし6月末の民間在庫量が2年前に比べて約75万トンもふえる見通しを政府が認識しながら、何ら対策を講じてこなかったことにある。また、「攻めの農林水産業」のための農政の改革方針で、5年後に政府が米の生産調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけている。

日本の主食である米の需給調整と価格の安定を図ることは、政府の重要な役割である。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で米の需給調整を行うのは当然であり、緊急に対策を実施することが求められている。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 政府の責任において、過剰米を緊急に処理すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 9 月 30 日

秋 田 県 秋 田 市 議 会

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様

農林水産大臣 西 川 公 也 様

衆 議 院 議 長 伊 吹 文 明 様

参 議 院 議 長 山 崎 正 昭 様